

改正前	改正後
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区に置く。</p> <p>(役員の選任等)</p> <p>第16条 理事は、理事会の推薦を経て、総会において選任する。</p> <p>2 理事は、正会員の中から選任される。</p> <p>3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。</p> <p>4 監事は、総会において選任する。</p> <p>5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。</p> <p>7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市に置く。</p> <p>(役員の選任等)</p> <p>第16条 理事は、理事の推薦を経て、理事会において選任する。</p> <p>2 理事は、正会員の中から選任される。</p> <p>3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。</p> <p>4 監事は、理事会において選任する。</p> <p>5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p> <p>6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。</p> <p>7 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、その役員を解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員</p>

としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) その他この法人の運営に関する重要事項

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第25条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員職務及び報酬
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項

としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第25条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員職務及び報酬
- (4) 事業計画及び予算の変更
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(8) その他総会の議決を要しない
会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに
該当する場合に開催する。

(1) 定例理事会は、年に2回以上
開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれ
かに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分
の1以上から会
議の目的である
事項を記載した
電子メールを含
む書面により招
集の請求があっ
たとき。

(3) 第17条第4項第5号の規定
により、監事から招集の請求
があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号第2項及び
第3項の規定による請求があっ
たときは、その日から30日以内
に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議
の日時、場所、目的及び審議事
項を示した電子メールを含む書
面により、少なくとも7日前ま

(9) その他総会の議決を要しない
会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は、次の各号のいずれかに
該当する場合に開催する。

(1) 定例理事会は、年に2回以上
開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれ
かに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分
の1以上から会
議の目的である
事項を記載した
電子メールを含
む書面により招
集の請求があっ
たとき。

(3) 第17条第4項第5号の規定
により、監事から招集の請求
があったとき。

3 理事会は電磁的方法においても開
催ができる。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号第2項及び
第3項の規定による請求があっ
たときは、その日から30日以内
に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議
の日時、場所、目的及び審議事
項を示した書面又は電子メール
により、書面の場合は7日前ま

でに通知しなければならない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

でに、電子メールの場合は3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 電磁的方法による開催の場合はその手段

以上